

瀬戸市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第7号

瀬戸市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市生活保護法施行細則（平成15年瀬戸市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(徴収金等納入申出書) 第14条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金 <u>の全部又は一部を法第77条の2第1項又は法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）又は生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）</u> によるものとする。	(徴収金等納入申出書) 第14条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金 <u>から法第78条の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、徴収金等納入申出書によるものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。